

## 手数料及び返戻金制度について

株式会社ゼネラルパートナーズ

許可番号 13-ユ-030101

### □届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めています。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用		0円
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬  手数料負担者は 求人者 とします。	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の  50%
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬  手数料負担者は 求人者 とします。	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の  50%
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金 活動1日当たり 成功報酬  手数料負担者は 求人者 とします。	1,000,000円 50,000円 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の  50%
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 成功報酬  手数料負担者は 関係雇用主 とします。	1,000,000円 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の  50%

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。

※上記手数料は上限であり、個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください。

※なお、求職者の手数料負担はございません。

□返戻金制度について

職業紹介事業サービスにより応募者が入社後、自己都合により退職または求人者の就業規則に基づき解雇された場合（以下、併せて「退職」という）、求人者から受領した手数料の一部を返還いたします。

- ・入社日から1か月以内の退職：手数料の80%
- ・入社日から3か月以内の退職：手数料の50%
- ・入社日から12か月以内の退職：手数料の5%

※但し、返金率等について、異なる内容を合意した場合には、当該個別の合意が優先して適用されます。

以上